

2016年3月17日理事会承認

1. 趣旨

この規程は、一般社団法人日本振動技術協会（以下「本協会」という）が編集発行する出版物（印刷物、CD・DVDなどの電子媒体、Web等の通信媒体など種々あるが、媒体を不問とする。以下「出版物等」という）に掲載される記事等、本協会の委員会がまとめた報告書等の著作権に関わる事項を定めるものである。

2. 著作権の帰属

2.1

本協会の出版物等の著作権のうち複製権、翻案権、公衆送信権、翻訳権、要約や抄録を作成する権利等二次的著作物の利用に関する著作権者の権利は、原則として本協会に帰属する。ただし、上述の複製権、翻案権、公衆送信権、翻訳権、要約や抄録を作成する権利等については、3.2の扱いとする。

2.2

上記著作権が本協会に帰属された後は、著作権者は当該著作権を本協会以外の者（以下「第三者」という）に二重譲渡することはできない。

2.3

著作権者は、本著作物に対する著作権者人格権を行使しないものとする。

3. 著作権行使の許諾

3.1

本協会が専有する著作権の利用は、本協会に許諾を求め、本協会より承認を得たものに限りと認められる。

3.2

著作権者が著作権者自身による著作物の全文、または、一部を複製、翻案、翻訳する場合、または、一部を転載する場合は、本協会は異議申し立てをしたり、妨げたりしない。ただし、著作権者自身であっても、著作物の全文を複製の形で他の著作物に転載する場合は、事前に本協会に文書で許諾を求めなければならない。また、転載にあたっては、当該著作物中でその出所（書誌事項）を明示しなければならない。

なお、出所の明示方法については、別に定める執筆要項による。

3.3

著作物の部分的な複製、翻案、翻訳に関し、第三者から許諾の要請があり、本協会が必要と認めた場合には、本協会はこれを許諾することができる。

なお、著作物の利用に関する許諾申請を行う際は、原則として本協会所定の申請用紙による。

3.4

著作物全文の複製、翻案、翻訳に関し、第三者から許諾の要請があった場合には、本協会は著作者との合意に基づいてこれを許諾することができる。

ただし、本協会が著作者との連絡にあたり得ない場合には、本協会の一存でこれを許諾することができる。

4. 著作権の適用範囲

4.1

この規程は、その施行以前に発行された本協会の出版物等についても適用する。

5. 著作者の責任

5.1

著作物の内容に関する責任はすべて著作者自身が負うものである。

5.2

著作物について著作権侵害、名誉棄損またはその他の紛争が生じた場合は、著作者自身が問題解決に当り、また紛争に伴って本協会が被る損害に対しては当該著作者が補填するものとする。

5.3

その他の著作権に関する紛争が生じた場合、本協会はその責を負わないものとする。

6. 協議

本規程に定めのない事項、または、本規程の各条項の解釈について疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

7. 規程の改廃

この規程を改廃するときは、出版・広報委員会の議を経たのち、理事会の承認を得なければならない。

8. 施行期日

この規程は、2016年4月1日から施行する。なお、この施行日以前に発行されている著作物についても、原則として本規程を遡及して運用するものとする。